

令和4年7月19日
築上町・築上町教育委員会
発表資料

職員の懲戒処分について

令和4年7月19日付けで、下記の職員を減給10分の1（4箇月）としましたので、お知らせします。

記

- (1) 所属課 学校教育課
- (2) 職 級 係長級（係長）
- (3) 年 齢 40代
- (4) 処分内容 減給10分の1（4箇月）
- (5) 処分年月日 令和4年7月19日
- (6) 処分理由

当該職員は、八津田小学校建設事業において公立学校施設整備費負担金の申請を怠ったため、負担金5151万9千円が交付されず、町の負担となったほか、八津田小学校の付帯工事で工期内に工事が完了しなかったにも関わらず、法令等で定められた必要な手続きをしなかった職務怠慢、防衛省等に工事未完了部分も含めて補助金実績報告書を提出した公文書の不適正な取扱いにより、築上町職員懲戒取扱規則の規定に基づき減給10分の1（4箇月）としました。

●管理監督者の処分について

同日付で当時の上司であった前課長を減給10分の1（2箇月）、現在の上司（現課長）を戒告としました。

問い合わせ
総務課 人事秘書係
電話 0930-56-0300